

業務指示書

インドネシア国森林・泥炭地火災に係る情報収集・確認調査（その2）

第1 指示書の適用

本指示書は独立行政法人国際協力機構(JICA)が実施する標記業務のうち、民間コンサルタント等（以下「コンサルタント」という。）に実施を委託する業務に関する内容を示すものです。コンサルタントは、この業務指示書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル等を機構に提出するものとします。

なお、本指示書の第2「業務の目的・内容に関する事項」、第3「業務実施上の条件」は、この内容に基づき、コンサルタントがその一部を補足又は改善し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。

本指示書に係る質問期限：2016年12月14日 正午 まで

問合せ先：調達部 契約第一課 早山 恒成 Soyama.Tsunenari@jica.go.jp

質問に対する回答：2016年12月19日 までに機構ホームページ上に行います。

第2 業務の目的・内容に関する事項-----別紙のとおり

第3 業務実施上の条件-----別紙のとおり

第4 競争上の条件

1 競争参加資格要件

(1) 以下のいずれかに該当する者は、JICA契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号)第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。プロポーザル提出時に何らかの文書の提出を求められるものではありませんが、必要に応じ、契約交渉の際に確認させていただきます。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申し立てを行い、更生計画又は再生計画が発効していない法人をいいます。

2) 「独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程」（平成24年規程(総)第25号)第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社会的勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 「独立行政法人国際協力機構契約競争参加資格停止措置規程」（平成20年規程(調)第42号)に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取り扱います。

① 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。

② 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉順位決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。

③ 契約相手確定日（契約交渉順位決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。

④ 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

(2) JICA契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めます。共同企業体の構成員についても、以下の資格要件を求めます。

1) 全省庁統一資格

平成28・29・30年度全省庁統一資格を有すること。同資格を有していない場合は機構の「簡易審査」を受けていること。

「競争参加者資格審査」の詳細については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)を参照のこと。

2) 日本登記法人

取引の安全性を確保するため、競争参加資格要件として、日本国における登記法人であることを求めています。しかしながら、独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）第13条第1項第8号及び9号に基づき実施される業務であって、かつ、登記法人であることを求めることにより競争が著しく制限される等の可能性がある場合、これを求めない場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

(○) 日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人（以下「本邦登記法人」という。）であること。

() 法人格を有すること（本邦登記法人であることを求めない。ただし、本邦登記法人でない場合には、契約交渉に際し、本邦外における登記簿写しの提出を求めることがあります）。

3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR (Terms of Reference) を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・調査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員や入札の代理人となること、契約の下請負人（補強を含む。）となることも認めません。

(各項目の () に○を付したものが、今回の指示内容です。)

() 以下の者については、競争への参加を認めません。

2 共同企業体の結成の可否

業務の規模が大きく、一社単独では望ましいレベルの業務従事者を確保することが困難であるか、又は業務の内容が広範にわたるため、業種又は分野ごと得意な社同士で共同企業体を結成することが望ましい案件について、競争を促進するために、必要最低限の範囲で共同企業体の結成を認める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 認めません。

() 認めます。

(○) 認めます。ただし業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

() 者までの共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者（総括）は、共同企業体の代表者の者とします。

注1) 資格停止期間中のコンサルタントは、構成員になれません。

注2) 共同企業体の結成にあたっては、結成届をプロポーザルに添付してください。

注3) 共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

3 補強の可否

自社の経営者若しくは自社と雇用関係にある（原則、当該技術者の雇用保険や健康保険の事業主負担を行っている法人と当該技術者との関係をいう。複数の法人と雇用関係にある技術者の場合、主たる賃金を受ける雇用関係があるものをいう。）技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の4分の3までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の2分の1までを目途とします。なお、業務主任者については、補強の配置を制限する場合があります。

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- (○) 業務主任者(総括)については補強を認めません。
- () 業務主任者(総括)については補強を認めます。

- 注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は他社の補強になることは認めません。
- 注2) 複数の社が同一の者を補強することは、これを妨げません。
- 注3) 業務管理グループ(第5の3参照)では、制度の主旨から補強を認めていないため、業務主任者が補強の場合には、副業務主任者(副総括)の配置が認められません。
- 注4) 評価対象業務従事者の補強にあたっては、同意書をプロポーザルに添付してください。評価対象外業務従事者については、契約交渉時若しくは補強を確定する際に同意書を提出してください。
- 注5) 補強として参加している社との再委託契約は認めません。
- 注6) 通訳団員については、補強を認めます。

4 外国籍人材の活用

(各項目の()に○を付したものが、今回の指示内容です。)

- () 外国籍人材の活用を認めます。
- (○) 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ2分の1を超えない範囲において認めます。
- () 業務主任者を除き、外国籍人材の活用を認めます。ただし、当該業務全体の業務従事者数及び業務従事人月のそれぞれ4分の1を超えない範囲において認めます。

- 注) 外国籍人材とは以下に該当する人材とします。
- ・プロポーザルを提出する法人に在籍する外国籍の人材で、常用の雇用関係を有するもの又は嘱託契約を締結しているもの
 - ・プロポーザルを提出する法人の外部からの補強として当該業務に従事させる外国籍の人材。

第5 プロポーザルに記載されるべき事項

1 コンサルタントの経験、能力等

- (1) 類似業務の経験
- (2) 業務実施上のバックアップ体制等
- (3) その他参考となる情報

注) 類似業務：森林・泥炭地火災対策に係る各種業務

2 業務の実施方針等

- (1) 業務実施の基本方針等
- (2) 業務実施の方法
- (3) 作業計画
- (4) 要員計画
- (5) 業務従事者毎の分担業務内容

- (6) 現地業務に必要な資機材
- (7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合のみ）
- (8) その他

注1) (1)と(2)を併せた記載分量は、15ページ以下としてください。

注2) (4)要員計画について、評価対象外業務従事者の氏名及び所属先の記載は不要とし、契約交渉時、又は遅くとも各業務従事者の作業開始時期までに双方で打合簿により確定します。なお、評価対象外業務従事者についての補強や外国籍人材の活用等については、契約交渉時、もしくは業務実施過程において、業務指示書で定める制限が遵守されていることを確認します。

3 業務従事予定者の経験、能力等

業務にかかる総括責任者として、業務主任者（総括）を業務従事者の中から指名してください。なお、業務主任者に代えて、業務主任者と副業務主任者（副総括）を業務管理グループとして配置することを認める場合があります。

(1) 業務管理グループ

業務主任者と副業務主任者の配置計画を併せて業務管理グループを提案する場合、その配置の考え方、両者の役割分担等の考え方等について記載願います

(各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

(○) 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認めない。

() 業務管理グループ（副業務主任者の配置）を認める（ただし、副業務主任者を補強とすることは認めない）。副業務主任者は名を上限とする。

注) 業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合、3点の加点を行います。（「第9 プロポーザルの評価」参照）。

(2) 評価対象業務従事者の経験、能力等

【業務主任者（総括／泥炭地回復）】

（業務管理グループにおける副業務主任者（副総括）も同様の項目）

- 1) 類似業務の経験：泥炭地管理またはモニタリングに係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語

4) 業務主任者等としての経験

5) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）

6) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者：担当分野 民間投資促進】

- 1) 類似業務の経験：民間投資促進に係る各種業務
- 2) 対象国又は同類似地域：インドネシア 及び全途上国での業務の経験
- 3) 語学力（語学は認定書（写）を添付）：英語
- 4) 学歴、職歴、取得学位、資格、研修受講実績等（照査技術者については必要資格の認定書（写）を必ず添付して下さい。）
- 5) 特記すべき類似業務の経験（類似職務経験を含む。）

【業務従事者2】

業務従事者は想定していません。

第6 競争参加資格要件の確認及びプロポーザルの提出手続き

1 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格については、当機構ホームページ「調達情報」>「競争参加資格」(<http://www.jica.go.jp/announce/screening/index.html>)に示す資格確認手続きを行った上で通知される「整理番号」をプロポーザルに記載して頂くことにより、確認します。
その他の資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し、確認します。

2 プロポーザルの提出期限、提出場所等

- (1) 提出期限：2016年12月26日 12時
- (2) 提出方法：郵送又は持参（郵送の場合は、上記提出期限までに到着するものに限ります。）
- (3) 提出先・場所：
 - ・郵送の場合
〒102-8012
東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル
独立行政法人国際協力機構 調達部
 - ・持参の場合
二番町センタービル1階調達部受付（調達カウンター）
- (4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写4部
見積書 正1部 写1部（次項第7参照）
注）郵送の場合、「各種書類受領書」の提出は不要です。

3 プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

- (1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき
- (2) 提出されたプロポーザルに記名・押印がないとき
- (3) 同一提案者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- (4) 競争参加資格要件を満たさない者がプロポーザルを提出したとき
- (5) 既に受注している案件、契約交渉中の案件及び選定結果未通知の案件と業務期間が重なって同一の業務従事者の配置が計画されているとき
- (6) 虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 前各号に掲げるほか、本業務指示書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

第7 見積価格及び内訳書

本件業務を実施するのに必要な経費の見積り及びその内訳書正1部と写1部を密封して、プロポーザルとともに提出してください。見積書の作成に当たっては「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」を参照してください。

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

- () 契約全体が複数の契約期間に分かれるため、各期間分及び全体分の見積りをそれぞれに作成してください。
- () 航空運賃については、安全対策上等の必要性に基づき、ZONE-PEX運賃（エコノミークラス）又は正規割引運賃（ビジネスクラス）ではなく、認められるクラスの普通運賃を上限として見積もることを認めます。

なお、見積のうち下記については、別見積としてください。

- (1) 旅費（航空賃）
- (2) 旅費（その他：戦争特約保険料）
- (3) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- (4) その他（以下に記載の経費）

ステークスホルダー向け研修（①参加者の交通費と②参加者の日当・宿泊費、③会議室の借上費）

注) 外貨交換レートは以下のレートを使用して見積もってください。
(IDR1 = 0.0083 円, US\$1 = 112.305 円, EUR1 = 119.249 円)

第8 プレゼンテーション

プロポーザルを評価する上で、より効果的かつ適切な評価を行うために、業務主任者等から業務の実施方針等についてプレゼンテーションを求める場合があります。

(各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

(○) プレゼンテーションは実施しません。

() プロポーザル評価の一環として、以下の要領でプレゼンテーションを行っていただきます。その際、

() 業務主任者がプレゼンテーションを行ってください。ただし、業務主任者以外に1名の出席を認めます。

() 業務主任者又は副業務主任者、若しくは両者が共同してプレゼンテーションを行ってください。
なお、業務主任者又は副業務主任者のみがプレゼンテーションを行う場合は、業務主任者又は副業務主任者以外に1名の出席を認めます。

(1) 実施時期：

～

(各社の時間は、プロポーザル提出後、別途指示します。)

(2) 実施場所：JICA本部（麹町）

会議室

(3) 実施方法：

1) 一社あたり最大、プレゼンテーション10分、質疑応答15分とします。

2) プロジェクタ等機材を使用する場合は、コンサルタント等が準備するものとし、プロポーザル提出時、使用機材リストを調達部契約第一課・第二課まで報告するものとし、機材の設置に係る時間は、上記1)の「プレゼンテーション10分」に含まれます。

(以下、各項目の () に○を付したものが、指示内容です。)

() 上記(2)の実施場所以外からの出席を認めません。

() 海外在住・出張等で当日JICAへ来訪できない場合、下記の何れかの方法により上記(2)の実施場所以外からの出席を認めます。その際、a) 電話会議による出席を最優先としてください。

実施日時は上記(1)で指定された日時です。

a) 電話会議

通常の電話のスピーカーオン機能による音声のみのプレゼンテーションを認めます。コンサルタント等からJICAが指定する電話番号に指定した日時に電話をしてください。通話にかかる費用は、通話にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。

b) Web会議システム (http://jica.webex.com/)

インターネット回線を用いてJICAが提供するWeb会議システムに接続します。接続先のURLや接続に係る初期設定については、調達部契約第一課・第二課より連絡します。

注) Skype等のIP通信サービスは利用できません。

c) テレビ会議システム

ISDN回線を用いてコンサルタント等からJICA-Netに接続します。テレビ会議システムの準備はコンサルタント等が行うものとし、接続にかかる費用は、コンサルタント等の負担とします。プロポーザル提出時に、接続先等（接続先名、ISDN番号、使用機器のメーカー名・銘柄、担当者のアドレス・電話番号）を調達部契約第一課・第二課まで報告するものとします。

注) JICA在外事務所のJICA-Netを使用しての出席は認めません。ただしJICA在外事務所主管案件の場合は、当該主管事務所からの出席を認めます。

第9 プロポーザルの評価

1 プロポーザルの評価基準

提出されたプロポーザルは、別紙の「プロポーザル評価表」に示す評価項目及びその配点に基づき評価（技術評価）を行います。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年7月）」の別添資料1「プロポーザル評価の基準」及び別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

プロポーザル評価表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者とその想定される業務従事人月数は以下のとおりです。

1) 評価対象とする業務従事者の担当分野

総括／泥炭地回復
民間投資促進

2) 評価対象とする業務従事者の予定人月数

6.80 M/M

技術評価の点が70点未満の評価となった場合は、失格となります。

なお、評価の確定に際しては、技術評価で70点以上の評価を得たプロポーザルを対象に、以下の2点について、加点・斟酌されますので、ご注意ください。

(1) 若手育成加点

業務管理グループを認める全案件（業務指示書にて総括を1号以上としている案件を除く。）においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが総括でも可）、一律3点の加点（若手育成加点）を行います。なお、45歳以下でも上位格付認定により1号以上となる場合は「シニア」とみなし、「若手」と組んだ場合は加点対象とします。（年齢は当該年度（公示日の属する年度。再公示の場合は再公示日の属する年度。）4月1日時点での満年齢とします。）

若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン2016年7月」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

(2) 価格点

技術評価及び若手育成加点の結果、各プロポーザル提出者の評価点について第1順位と第2順位以下との差が僅少である場合に限り、第7により提出された見積価格を加味して交渉順位を決定します。

具体的には、技術評価点及び若手育成加点の合計の差が第1位の者の点数の2.5%以内であれば、見積価格が最も低い者に価格点として最大2.5点を加点し、その他の者に最低見積価格との差に応じた価格点を加点します。価格点の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン(2016年7月)」の別添資料4「価格点の算出方法」を参照ください。

2 評価結果の通知

提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、2017年1月17日(火)までに評価を確定し、各プロポーザル提出者に契約交渉順位を通知します。

3 評価結果の公表

評価結果については、以下の項目を当機構ホームページに公開することとします。

(1) プロポーザルの提出者名

契約交渉順第1位の者の名称のみを公開し、第2位以下の者の名称は非公開とする。

(2) プロポーザルの提出者の評価点

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。基準点に達しないものについては、「基準下」とのみ記載する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点*

⑤価格点*

*④、⑤は該当する場合のみ

第10 その他

1 配布・貸与資料

JICAが配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

2 プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

3 プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉順位を決定し、また、契約交渉を行う目的以外に使用しません。

4 プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザル(正)及び見積書(正)は、各プロポーザル提出者の要望があれば返却しますので選定結果通知後2週間以内に受け取りに来て下さい。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

5 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

6 プロポーザルの作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっての参考情報は以下のとおりです。

(1) 「プロポーザル作成ガイドライン」:

当機構ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>>調達ガイドライン コンサルタント等の調達 >コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(ハードコピーでの販売・配布は行っておりません)。

(2) 業務実施契約に係る様式:

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式>様式 コンサルタント等の調達 業務実施契約」

(URL: http://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

(3) 規程：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」規程」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/common/index.html>)

(4) 調達ガイドライン（コンサルタント等契約）：

同上ホームページ「調達情報」中「調達ガイドライン、様式」調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL：<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

7 密接な関係にあると考えられる法人との契約に関する情報公開について

契約先に関する以下の情報をJICAホームページ上で以下のとおり公表することとしますので、本内容に同意の上で、プロポーザルの提出及び契約の締結を行っていただきますようお願いいたします。なお、案件へのプロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみなさせていただきます。

(1) 公表の対象となる契約相手方取引先（共同企業体を結成する場合は共同企業体の構成員を含む。）

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、JICAで役員を経験した者が再就職していること、又はJICAで課長相当職以上の職を経験した者が役員等(注)として再就職していること

注) 役員等とは、役員のほか、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、経営や業務運営について、助言することなどにより影響力を与え得ると認められる者を含みます。

イ. JICAとの間の取引高が総売上又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約相手方の氏名・住所、契約金額とあわせ、次に掲げる情報を公表します。

ア. 対象となる再就職者の人数、再就職先での現在の職名、JICAでの最終職名（氏名は公表しない。）

イ. 契約相手方の直近の財務諸表におけるJICAとの取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占めるJICAとの間の取引割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

(3) JICAの役職員経験者の有無の確認日

(4) 情報の提供

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂くことになります。

8 資金協力本体事業等への推薦・排除

本件業務に基づき実施される資金協力本体事業等については、利益相反の排除を目的として、本体事業等への参加が制限されます。また、無償資金協力を想定した協力準備調査については、本体事業の設計・施工監理（調達管理を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦することとしています。

(以下、各項目の()に○を付したものが、指示内容です。)

() 本件業務は、無償資金協力事業を想定した協力準備調査に当たります。したがって、本件事業実施に際して、以下のとおり取り扱われます。

1. 本件業務の受注者は、本業務の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）コンサルタントとして、機構が先方政府実施機関に推薦します。ただし、受注者が無償資金協力を実施する交換公文（E/N）に規定される日本法人であることを条件とします。

本件業務の競争に参加する者は、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2016年10月）」に示されている様式5（日本法人確認調書）をプロポーザルに添付して提出してください。ただし、同調書は本体事業の契約条件の有無を確認するもので、本件業務に対する競争参加の資格要件ではありません。

2. 本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社の他、業務従事者個人を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務（協力準備調査）の結果に基づき当機構による無償資金協力が実施される場合は、設計・施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

- () 本件業務は、有償資金協力事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその関連会社／系列会社（親会社／子会社等を含む。）は、本業務の結果に基づき当機構による有償資金協力が実施される場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務（審査、評価を含む。）及び材の調達から排除されます。
- () 本件業務は、フォローアップ事業に係る詳細設計業務を含みます。したがって、本件業務の受注者（JV構成員及び補強として業務従事者を提供している社を含む。）及びその親会社／子会社等は、本業務の結果に基づき当機構がフォローアップ事業を実施する場合は、施工監理（調達補助を含む。）以外の役務及び財の調達から排除されます。

9 案件の延期又は中止について

治安の急変等により案件が延期又は中止になることがありますので、予めご留意ください。

以上

プロポーザル評価表

インドネシア国森林・泥炭地火災に係る情報収集・確認調査（その2）

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10.00)	
(1) 類似業務の経験	6.00	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	4.00	
2. 業務の実施方針等	(30.00)	
(1) 業務実施の基本方針の的確性	14.00	
(2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	12.00	
(3) 要員計画等の妥当性	4.00	
(4) その他（実施設計・施工監理体制）		
3. 業務従事予定者の経験・能力	(60.00)	
(1) 業務主任者の経験・能力／ 業務管理グループの評価 <small>（本案件では副業務主任者の配置（業務管理グループ）を認めません。）</small>	(40.00)	
	業務主任者 のみ	業務管理 グループ
①業務主任者の経験・能力 総括／泥炭地回復	(40.00)	()
ア) 類似業務の経験	16.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	4.00	
ウ) 語学力	6.00	
エ) 業務主任者等としての経験	8.00	
オ) その他学位、資格等	6.00	
②副業務主任者	(-)	()
カ) 類似業務の経験	-	
キ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	
ク) 語学力	-	
ケ) 業務主任者等としての経験	-	
コ) その他学位、資格等	-	
③体制、プレゼンテーション	()	()
サ) 業務主任者等によるプレゼンテーション		
シ) 業務管理体制 <small>（今回は評価の対象としません）</small>	-	
(2) 業務従事者の経験・能力： 民間投資促進	(20.00)	
ア) 類似業務の経験	10.00	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2.00	
ウ) 語学力	4.00	
エ) その他学位、資格等	4.00	
(3) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(4) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
(5) 業務従事者の経験・能力：	()	
ア) 類似業務の経験		
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験		
ウ) 語学力		
エ) その他学位、資格等		
総合評点	[100.00]	

第2 調査の目的・内容に関する事項

1. 調査の背景

インドネシアは世界第3位の熱帯林面積を有し、野生動植物の主な生息地として、世界的にも貴重な生物多様性を支えている。また、近年では、気候変動対策の観点からもその保全と回復の重要性が国際的に注目されている。しかしながら、森林火災や農地開発、オイルパームプランテーション造成等のための土地利用転換、違法伐採等による森林減少・劣化の圧力は高く、その対応は喫緊の課題となっている。

また、熱帯泥炭には多量の炭素が蓄積されているが、世界の約7割が東南アジアに分布しており、そのうちの大部分がインドネシアの低湿地に広範に存在している。しかしながら、20世紀末の大規模なプランテーション開発のための水路掘削と熱帯泥炭林の伐採の結果として、火災や微生物分解による大気中への炭素放出が急速に進んでおり、特に泥炭地火災は消火が困難であるため、長期間にわたる延焼に伴い大量の二酸化炭素が発生するとされている。

JICAは2010年から2015年7月までの5年間にわたり技術協力プロジェクト「泥炭湿地林周辺地域における火災予防のためのコミュニティ能力強化プロジェクト (Program of Community Development of Fires Control in Peat Land Area、以下「FCP」)」を実施し、対象州のリアウ州と西カリマンタン州において消防隊(MA)や住民グループ等で構成される村落ファシリテーションチーム(TPD)による村落火災予防活動を展開した結果、住民による火入れおよびホットスポット数が減少した。また、2009年12月から4年4か月にわたり、北海道大学を国内協力機関とする科学技術協力(SATREPS)「インドネシア国泥炭・森林における火災と炭素管理プロジェクト」を実施し、泥炭森林管理手法の構築に向け、成果毎に現場での測定やリモートセンシング、シミュレーションモデル等を活用した基礎的なデータを蓄積し、火災検知システムと炭素評価モデルを作った。

2015年のエルニーニョの影響により大規模な森林・泥炭地火災が発生し、ドイツの約1年分(試算)に匹敵する膨大な量の温室効果ガスの排出に加え、火災の煙霧(ヘイズ)による呼吸器疾患の発生や航空機の欠航等経済的に大きな損失が出たほか、隣国への被害も及ぼし外交問題にも発展している。こうした課題に対応するため、イ政府は、2015年11月の気候変動枠組条約第21回締約国会合(COP21/UNFCCC)において、森林火災予防及び温室効果ガス排出削減のために、泥炭地回復庁(BRG)の設置を発表し、2020年までに200万ha以上の泥炭荒廃地を水位維持や植林・経済作物の栽培などにより回復・有効利用する方針が打ち出され、BRGは2016年1月に設立された。

一方、2015年度要望調査において、FCPの協力成果を活用した森林・土地火災対策および泥炭地管理にかかる中央/地方政府の体制構築・強化、政策支援までの包括的な内容を含む技術協力プロジェクト「インドネシア国森林土地火災予防のためのコミュニティ運動プログラム実施体制強化プロジェクト」が要請された。

これを受けJICAは、2016年1月にインドネシア森林・泥炭地火災実態把握調査団を派遣。また同年5月からインドネシア国「森林・泥炭地火災に係る情報収集・確認調査」(以下、「先行調査」)を実施し、同国環境林業省や関係省庁、州/県政府、

他ドナー、民間セクター等を訪問し、森林・泥炭地火災対策および泥炭地回復関連の情報を収集・分析した。また同年9月にインドネシア国「森林土地火災予防のためのコミュニティ運動プログラム実施体制強化プロジェクト」詳細計画策定調査団を派遣し、要請元であるインドネシア環境林業省と「インドネシア国森林土地火災予防のためのコミュニティ運動プログラム実施体制強化プロジェクト」の協力枠組みについて基本合意したが、インドネシアでは新たな取り組みとなる泥炭地のモニタリング業務については、関係省庁間の役割分担や連携体制が不十分であり、なお関係者への技術的なインプットや協議の支援が必要な状況である。

上記の詳細計画策定調査においてBRG長官より、緊急な対応が必要な3州4県を対象とした泥炭地回復にかかるプロファイル調査や試験目的の小規模な泥炭モニタリングシステムの構築等の緊急調査にかかる要請を受けた。環境林業省及び関係する機関とも意見交換した結果、泥炭地回復の取り組みへの支援は重要課題であり、今後更なる協力の可能性を検討することで一致したため、本調査を追加的に実施するものである。

2. 調査の概要

2.1 調査の目的

本調査においては、同年5月から実施している先行調査の成果を踏まえつつ、インドネシアの泥炭地回復に関する現状と課題、ニーズ等の情報を収集・分析し、今後の協力の可能性の検討を行うことを目的とする。具体的には、以下の3点を目的とする。

2.1.1 対象地域プロファイル調査

泥炭地回復においては、特に開発中に放棄された荒廃地については、税制優遇付のコンセッション方式を導入し、泥炭地からの温室効果ガスの排出を抑えつつ、経済発展にも資するモデルを検討している。本調査において、対象3州4県において、民間企業の参画による泥炭地回復の適地及びビジネスモデルを提示することを目的とする。また、BRGは我が国の民間企業の投資にも期待を寄せていることから、調査結果をジャカルタ及び東京で民間企業向けのセミナーを開催し、意見交換を行う。

2.1.2 泥炭地モニタリング手法開発

先行調査において、泥炭地のモニタリングは同国政府にとって新たな取り組みであると共に、省庁間の役割分担や連携体制が未整理であるため、本調査において、関係機関への技術的なガイダンス及び関係機関の協議の側面支援を通じて、インドネシアにおける将来のモニタリング体制について提案を行うと共に、同体制に基づき、対象3州4県の計14か所において、試行的にモニタリングを行ない将来のインドネシア全土のモニタリング体制構築に資することとする。

2.1.3 協力プログラムの検討

先行調査及び本調査の結果、「インドネシア国森林土地火災予防のためのコミュニティ運動プログラム実施体制強化プロジェクト」の進捗状況及び民間セクター、他援助機関の動向なども踏まえ、JICAの今後の協力可能性を検討する。

2.2 調査対象地域

インドネシア(優先3州4県(リアウ州 Kepulauan Meranti 県、南スマトラ州 Ogan Komering Ilir (OKI) 県および Musi Banyuasin 県、中央カリマンタン州 Pulang Pisau 県を対象とする)

2.3 相手国等主要関係機関

泥炭地回復庁

環境林業省気候変動対策総局 森林土地火災管理局

環境林業省環境汚染・破壊対策総局 泥炭荒廃対策局

対象地域の州政府関係機関(防災局、環境局、林業局等)

対象地域の県政府関係機関(防災庁、環境局、農園局等)

民間セクター(森林事業者協会、コンセッション保有企業含む)

他ドナー等(世界銀行、UNDP、GIZ、ノルウェー大使館、EU 代表部含む)

2.4 業務の範囲

本調査の調査実施にあたっては、コンサルタントは「2.1 調査の目的」を達成するため、「3. 調査実施上の留意事項」を踏まえ、「4. 業務の内容」に記載する調査を実施し、調査の進捗に応じて「7. 成果品等」に示す報告書等を作成して JICA ならびに相手国等関係機関に提出するものとする。

3. 調査上の留意事項

3.1 協力の方向性について

JICA とインドネシア側で行われる対話の内容や「インドネシア国森林土地火災予防のためのコミュニティ運動プログラム実施体制強化プロジェクト」の進捗等を踏まえ、適切な案を提案することとする。

3.2 アカデミアとの協力

BRG は、2016 年 8 月に北海道大学、京都大学、環境研究所の 3 者と研究協力協定を締結している。本件調査のうち、特に、泥炭地モニタリングの方法論や民間企業によるビジネスプランの策定にあたっては、調査の過程で適宜学識経験者のコメントを得つつ進めることが重要である。

3.3 調査用資機材の引き渡し

インドネシア側の要請を受け、以下の「4.2 対象地の泥炭地モニタリングの試行実施」のうち、「4.2.4 泥炭地モニタリング装置の設置・運用」において追加調達するフィールドデータ伝送機器(以下、SESAME)10 機に関し、調査終了時点で、JICA 及び BRG および州・県政府を含む関係機関と十分調整の上、適切な機関へ引き渡しを行い、必要な事項について文書にて確認を行う。

4. 調査の内容

【国内準備作業(2017年1月下旬)】

4.1 事前準備及びインセプションレポートの説明・協議

4.1.1 関連資料・情報の収集・分析等

既存の関連資料・情報、データを整理、分析、検討するとともに、詳細な調査内容及びスケジュールを検討する。また、現地で更に収集する必要がある資料・情報、データをリストアップする。整理、分析、検討する関連資料・情報に関し、以下「第3 技術提案書の作成要領」「2. 技術提案書作成に係る要件」(7) および(8)を参照のこと。

4.1.2 インセプションレポート(案)の作成

上記の結果及び調査の全体方針を取りまとめたインセプションレポート(案)(英文)を作成する。インセプションレポート(案)の内容は以下のとおり。

- ・調査の背景・経緯
- ・調査の目的・方針
- ・調査の内容と方法(作業項目、手法)
- ・作業計画(作業工程フローチャート、日程等)
- ・調査実施体制(現地の体制、国内支援体制)
- ・提出する報告書とその目次案
- ・JICAへの便宜供与依頼事項

4.1.3 インセプションレポート(案)の説明・協議・最終化

JICA インドネシア事務所、東南アジア・大洋州部、地球環境部に対しインセプションレポート(案)(英文)の内容を説明し、協議を行う。協議の結果を受けて、インセプションレポート(英文)を最終化し、JICAの承認を得る。

【現地作業：2017年2月上旬～2017年6月中旬】

4.2 対象地の泥炭地モニタリングの試行実施

4.2.1 泥炭地モニタリング業務に関する現況把握

先行調査の結果を踏まえ、関連省令の制定状況及び関係省庁間の調整状況につき、聞き取り及び資料収集を行い、必要に応じ情報を更新する。

4.2.2 詳細モニタリング計画策定支援

先行調査の結果及び上記確認結果を踏まえ、インドネシアにおける泥炭地モニタリング体制(案)について、技術的なガイダンスと共に、具体的なモニタリング内容(観測項目・データ管理体制・装置管理等)及び関係機関の役割分担・連携体制について、提案を行い、関係者間の協働体制の構築を支援する。結果につき、2016年9月の詳細計画策定調査時に先方政府と合意したミニッツの' Attachment6. Draft Proposed Responsibility in Peatland Water Monitoring* in Other Use Area/APL'へ反映させる。

4.2.3 ステークホルダー向け研修の実施

関係省庁モニタリング担当者及び対象4県の対象者向けモニタリング手順等に関する研修(調査対象地及びジャカルタ)を実施する。なお本研修は中央政府の関係省庁向けに、中央省庁の会議室を使用し、計1回ジャカルタにて30名程度、1日間の研修開催を予定。また対象4県における現地研修に関し、各県で計4回、20名の

参加で3日間の研修を想定。本現地研修はBRGとのコストシェアを前提に先方と協議中であるが、日本側は、①参加者の交通費と②参加者の日当・宿泊費、③会議室の借上費を負担する予定。なお当該経費は別見積にて積算する。

4.2.4 泥炭地モニタリング装置の設置・運用

泥炭地モニタリングを目的とする泥炭地モニタリング装置に関し、インドネシア側の要請を受け、対象3州4県のうち7つの泥炭水利単位を選定し、各泥炭水利単位において条件の異なる2か所に2機ずつSESAMEを設置する。観測項目は、地下水位、土壤水分、降水量の3種類とする。

またBRGは、携帯電話回線を使用してリアルタイムに観測データをサーバーに転送する、フィールドデータ伝送機器「SESAME」を銘柄指定し、各泥炭水利単位へ2機ずつ、合計14機の設置を要請している。なおSESAMEはJICA科学技術協力「インドネシア国泥炭・森林における火災と炭素管理プロジェクト」にて測定手法が確立され、また現地実施中のJICA民間連携事業「多目的ダム管理や気候変動対策のデータ収集効率化に向けたリアルタイム監視システム（SESAMEシステム）普及・実証事業」において、同国にて普及のための実証事業を展開している泥炭地モニタリング装置である。

BRGによると12月15-16日にジャカルタにて開催予定の国際シンポジウムの初日に、対象3州4県における観測データのデモンストレーションの実施を予定していること、また12月下旬に同国ジョコ大統領が中央カリマンタン州を訪問し、装置設置箇所の現地視察と、視察先にて3州4県の観測データを確認する予定であることから、BRG側で設置を完了していない南スマトラ州Ogan Komering Ilir (OKI) 県およびMusi Banyuasin 県における2つの泥炭水利単位へ各2機、計4機のSESAME設置にかかる緊急要請を受けた。上記の緊急要請に対応するため、上記の南スマトラ州に対し、JICAインドネシア事務所の現地調達により、計4機のSESAMEの先行導入手続きを進めている。

については、本業務において、南スマトラ州Ogan Komering Ilir (OKI) 県およびMusi Banyuasin 県の2県に設置予定の上記4機のSESAME設置後の運用にかかる業務を引き続き行いつつ、残りの対象3州3県(リアウ州Kepulauan Meranti 県、南スマトラ州Ogan Komering Ilir (OKI) 県)における5つの泥炭水利単位へ各2機、計10機のSESAMEの追加設置と運用にかかる業務を行うこととする。機材調達に際し、SESAME機器の据付に加え、機器の輸送、技師派遣による初期確認・操作指導等を含むこととする。

なお機材購入費等については、本見積でプロポーザル見積書にて積算すること。

4.3 対象地域プロフィール調査

4.3.1 対象地域の現況把握

対象4県において、県全体の社会経済状況、泥炭地分布、土地利用状況、土壤、農業生産等の基礎的なデータを収集・整理する。

4.3.2 泥炭地の環境に適応する商品作物の市場調査分析

2.1.1に記載のとおり、民間投資によるビジネスを促進することから、水位回復後の泥炭地の環境に適応し、ビジネスとして成り立ちうる商品作物を洗い出し、当該商品の市場について分析を行う。

4.3.3 民間投資計画の候補地マップ・プロフィールの作成

対象地域内で民間コンセッションを発給可能な候補地リスト・地図及びプロフィール（土地利用現況、土壌、候補作物等）を作成する。

4.3.4 デモンストレーションプロットの計画案策定

本調査に引き続き、技術協力又は日尼の大学・研究機関で実施される研究協力を想定したデモンストレーションプロットを特定し、プロット設計を行う。

4.4 民間投資促進のためのステークホルダー調整会議等の支援

4.4.1 定例調整会議の開催支援

上記調査及び将来の民間投資を円滑に進めるために、2016年12月、2017年2月・4月頃を目途に関係する省庁と定期的な会合の開催を支援する。なお本会議の規模（回数や参加人数等）につき、先方と協議中であるため、契約交渉時に確認することとし、プロポーザル見積書への積算対象外とする。

4.4.2 国際シンポジウム開催支援

泥炭地回復の促進を目的に、BRGはハイレベルの参加者を得て、2016年12月15-16日にジャカルタにて2日間の国際シンポジウムの開催を予定している。同シンポジウムでは、同国の泥炭地回復/モニタリングにかかる関係機関および他ドナー・NGO、民間企業等から100名以上の参加を見込んでいる。コンサルタントは、同シンポジウムの開催に際し、主催者であるBRGおよび共催者であるUNDP、日・インドネシア両国の大学等関係機関との事前調整の上、スピーカーの選定やプログラムの検討を支援する。

またシンポジウム開催の一部経費（会場備上費を想定）の負担に加え、セミナー開催当日の各種調整等のロジスティック業務の支援を行い、発表者および参加者からの情報収集やセミナーの成果の取りまとめを行うこととする。プロポーザル見積書において、シンポジウム開催経費（会場備上費）として100万円を定額計上する。

4.4.3 泥炭回復投資セミナー（ジャカルタ及び東京）開催支援

BRGが予定している2017年3月にジャカルタ、同年4月に東京の計2回の泥炭地回復投資セミナーについて、関係機関との事前調整の上、スピーカーの選定やプログラムの検討を支援する。またセミナー開催に際し、日・インドネシア両国の発表者への一部旅費支給を含むセミナー開催当日の各種調整等のロジスティック業務に加え、スピーカーおよび参加者からの情報収集やセミナーの成果の取りまとめを行うこととする。なおセミナーの規模（旅費支給の対象人数等）につき、BRGとのコストシェアを前提に先方と協議中であるため、契約交渉時に確認することとし、プロポーザル見積書への積算対象外とする。

4.5 協力プログラム案の提案

上記調査結果を踏まえ、JICAがインドネシアの泥炭地回復において、期待される支援内容を整理し、中期的な協力（技術協力、無償資金協力、民間連携事業等）について提案を行う。

4.6 ドラフトファイナルレポートの作成、説明・協議（国内作業・現地作業）

本調査の結果を取り纏めの上、ドラフトファイナルレポートを作成し、JICA および関係機関に説明・協議を行う。

【国内整理作業（2017年6月中旬～6月下旬）】

4.7 ファイナルレポートの作成

ドラフトファイナルレポートに対するインドネシア側関係者からのコメントを検討の上、必要な箇所については改定し、ファイナルレポートとして取り纏める。

5. 便宜供与

関係機関との面談に係る設定が容易となるよう、コンサルタントの紹介レターをJICA インドネシア事務所から発出するものとする。

6. 成果品等

6.1 調査報告書

本調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおりとする。なお本契約における最終成果品は(4) ファイナルレポートとする。

- (1) 業務計画書（契約約款第2条及び共通仕様書第6条に基づくもの）
和文3部（簡易製本（ホッチキス止め可））
- (2) インセプションレポート（IC/R）
 - a) 記載事項：調査の基本方針、調査方法、実施体制、作業工程、要員計画等
 - b) 提出時期：調査開始後2週間以内
 - c) 部数：英文3部
- (3) ドラフトファイナルレポート（DF/R）
 - a) 記載事項：調査結果全体
 - b) 提出時期：2017年5月上旬
 - c) 部数：和文3部、英文3部
- (4) ファイナルレポート（F/R）
 - a) 記載事項：調査結果全体
 - b) 提出時期：2017年6月中旬
 - c) 部数：和文5部、英文10部、インドネシア語10部
 - d) CD-R：3枚

6.2 その他提出物

(1) コンサルタント業務従事月報

コンサルタントは、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を作成し、共通仕様書第7条に規定されているコンサルタント業務従事月報に添付の上、翌月15日までにJICAに提出する。

- a) 記載事項：今月の進捗、来月の計画及び当面の課題、活動に関する写真

- b) 提出時期：毎月
- (2) 実施機関等との協議録
 - a) 記載事項：関係との協議等の際の協議・決定事項
 - b) 提出時期：随時
- (3) 収集資料等
 - ファイナルレポートに、契約期間中に収集した資料・データ及びリスト一式（JICA 図書館の定型フォーム）を添付すること。
 - a) 記載事項：収集した資料・データ及びそのリスト
 - b) 提出時期：調査終了時

6.3 報告書作成についての留意事項

各種報告書の作成に当たっては図表リスト、略語リスト、参考文献等各種リストを記載し、転載するものは必ず出典を明記する。また、価格・費用等を現地通貨で記載する際には、その時点における円貨との交換レートを記載する。

作成にあたっては、原稿の段階で JICA と十分な協議を行うものとし、各報告書の実施窓口機関を含む関係機関への説明・協議の際には、先方の意見・要望等を聴取し、議事録に残すものとする。

6.4 報告書の印刷仕様／電子化仕様

ファイナルレポートは製本することとし、その他の報告書は簡易製本により作成する。報告書等の印刷、電子化（CD-R）の仕様については、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン（2014年11月）」を参照する。

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。また、英文報告書の作成にあたっては、その表現振りに十分注意を払い、必ず当該分野の経験・知識とともに豊富なネイティブスピーカーの校閲を受けること。

第3 業務実施上の条件

1. 調査工程

2017年1月下旬より本業務を開始し、その後、2017年5月上旬までにドラフトファイナルレポートを提出し、2017年6月中旬までにファイナルレポートを作成・提出する。

2. 業務量の目途及び業務従事者の構成（案）

業務従事者の構成は以下を想定しているが、業務内容及び業務工程を考慮の上、より適切な構成がある場合、以下の業務量を超えない範囲において、プロポーザルに含めて提案すること。

(1) 業務人月の目途：約6.8M/M

(2) 業務従事者の構成案

業務従事者の担当分野は、最低限以下を含むものとし、全体の構成についてはプロポーザルにて提案すること。

1) 総括／泥炭地回復（2号）

2) 民間投資促進（3号）

3. 参考資料等

3-1. 配布資料

- (1) インドネシア国「森林土地火災予防のためのコミュニティ運動プログラム実施体制強化プロジェクト」詳細計画策定調査団 現地調査報告（抜粋版）
- (2) インドネシア国「森林・泥炭地火災に係る情報収集・確認調査」プログレスレポート
- (3) 森林・泥炭地火災にかかる公開勉強会資料（第2回）

3-2. 参考資料

以下の閲覧資料はJICA図書館（<http://libopac.jica.go.jp/>）からダウンロード可能です。一旦上記のアドレスにアクセス後、以下の個別アドレスにアクセスください。

- (1) インドネシア国森林地帯周辺住民イニシアティブによる森林火災予防計画終了時評価報告書 2010. 2
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000255541>)
- (2) インドネシア国森林火災予防計画終了時評価報告書 2000. 11
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000002409>)
- (3) インドネシア国森林火災予防計画Ⅱ終了時評価報告書 2006. 3
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=0000168633>)
- (4) インドネシア国泥炭湿地林周辺地域における火災予防のためのコミュニティ能力強化プロジェクト終了時評価報告書 2015. 5
(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000022291>)
- (5) インドネシア国泥炭湿地林周辺地域における火災予防のためのコミュニティ能力強化プロジェクト(コミュニティ火災予防) 専門家業務完了報告書
本文

[http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc006.nsf/VIEWJCSearchX/E5E590C93345FBCB49257F68001FE8C5/\\$FILE/01_専門家業務結果報告書\(和文\)本文.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc006.nsf/VIEWJCSearchX/E5E590C93345FBCB49257F68001FE8C5/$FILE/01_専門家業務結果報告書(和文)本文.pdf)

別添資料集

[http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc006.nsf/VIEWJCSearchX/42C3840056C628EA49257F6800200C72/\\$FILE/02_専門家業務結果報告書\(和文\)別添資料.pdf](http://gwweb.jica.go.jp/km/ProjDoc006.nsf/VIEWJCSearchX/42C3840056C628EA49257F6800200C72/$FILE/02_専門家業務結果報告書(和文)別添資料.pdf)

(6) インドネシア国泥炭湿地地域土壌酸化等荒廃地・低生産性農地製鋼スラグ土壌改良材販売事業(BOP ビジネス連携促進)報告書 2013. 3

(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000009279>)

(7) インドネシア国泥炭・森林における火災と炭素管理プロジェクト終了時評価調査報告書(科学技術 SATREPS) 2014. 2

(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000015479>)

(8) 森林・泥炭地火災にかかる公開勉強会資料(第1回)

(<http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1301.nsf/B9EBD9A793E2456249256FCE001DF569/8DEA2FFFDB3218E849257F6C000BBFF4?OpenDocument>)

(9) インドネシア国日本インドネシア REDD+実施メカニズム構築プロジェクト「泥炭地炭素排出量評価」業務完了報告書 2016. 4

(<http://libopac.jica.go.jp/detail?bbid=1000025788>)

(10) 平成25年度外務省政府開発援助海外経済協力事業(本邦技術活用等途上国支援推進事業)委託費「インドネシア共和国携帯電話通信網を利用したリアルタイム・モニタリングシステム普及のための案件化調査」ファイナルレポート

(http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/seisaku/kanmin/chusho_h25/pdfs/5a08-1.pdf)

4. 現地再委託

以下の項目については、当該業務について経験・知見を豊富に有している機関・コンサルタント・NGO等に再委託して実施することを認める。

プロポーザルでは、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き(見積書による価格比較、入札等)、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、より具体的な提案を可能な範囲で行うこと。

なお、現地再委託業務は本見積もりとして提案すること。

(1) プロファイル調査

(2) 泥炭地モニタリング装置設置前の支援業務(装置設置地点選定及び地権者等モニタリング協定締結)

(3) 泥炭地モニタリング装置設置時および設置後の支援(装置設置確認及び現場研修)

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約ガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。

5. 調査用資機材

BRG からモニタリングの報告を受ける大統領府では、「リアルタイムのモニタリング」を指定しているため、BRG から、同国での導入実績のある株式会社みどり工学研究所(以下、みどり社)が作製する SESAME の銘柄指定のニーズを確認している。BRG が求める SESAME の仕様等は以下のとおり。本邦において、当該機材はみどり社から

購入可能である。なお機材購入費等については、本見積でプロポーザル見積書にて積算すること。

(1) 機材名：Field Data Logging and Transmitting Apparatus(フィールドデータ
伝送機器)

(2) 型名：SESAME II-01

(3) 数量：10台

(4) 設置対象地：対象3州3県(リアウ州 Kepulauan Meranti 県、南スマトラ州
Ogan

Komering Ilir (OKI) 県)における5つの泥炭水利単位へ各2機、計10機

(5) 備考：機材調達に際し、SESAME 機器の据付に加え、機器の輸送、技
師派遣による初期確認・操作指導等を含む。

(参考) <http://www.midori-eng.com/sesame/sesame2.html>

6. 安全管理

現地業務期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 事務所、日本大使館において十分な情報収集を行うとともに、現地業務時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。現地調査に先駆け、業務従事者全員を外務省が運営する「たびレジ」に登録し、現地では、インドネシア事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合には、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取るよう留意する。また、現地業務中における安全管理体制を業務計画書案に記載する。

7. 不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイドンス (2014年10月)」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

以上

